教育学研究科学校教育高度化専攻の副専攻の扱いについて

本年4月1日、教育学研究科に学校教育高度化専攻が新設されました。この専攻は、教職開発コース、教育内容開発コース、学校開発政策コースの三つのコースの修士課程と博士課程で構成されていますが、そのうち教育内容開発コースにおいて副専攻の院生を受け入れています。この副専攻を履修した院生は、教育学研究科以外の研究科(教育部)の修士課程、博士課程または専門職学位課程に在籍したままで、学校教育高度化専攻教育内容開発コースの指導が受けられ、10単位以上を取得した院生には「学校教育高度化専攻・副専攻・修了証書」が与えられます。

将来、教職に就くことを希望している院生、教育行政の専門家を志している院生、あるいは、教科教育の実践的研究を希望している院生は、この副専攻制度を活用するよう、ご案内します。

副専攻としての履修は、本学研究科(教育部)の院生であれば誰でも行えます。教育学研究科の学生支援係(大学院担当)において副専攻として履修の登録を行ってください。

副専攻として登録しなくても、学校教育高度化専攻の開設する科目の履修は可能です。しかし、将来、専修免許状を取得し、教職を希望する者、教育行政の専門家を志す者、および、教科教育の研究を希望する者には副専攻として登録を行うことを奨めます。副専攻として登録した院生には、教育内容開発コースの教員が指導の責任を負い、同コースの院生と同等の処遇と教育が保障されます。

なお、学校教育高度化専攻教育内容開発コースの開設科目で所定の単位(10単位) を取得した院生には修了証書を発行します。

副専攻の院生の定数は、修士課程、博士課程または専門職学位課程を合わせて40 名です。

教育内容開発コースは < 科学技術教育分野 > < 数学教育分野 > < 言語教育分野 > < 人文社会教育分野 > < 身体教育分野 > < 芸術教育分野 > の領域で構成されています。授業科目、担当教員等の詳しい情報は教育学研究科のホームページをご覧下さい。

2006年4月28日 教育学研究科